平成２２年（フ）第２８１号
愛知県清須市西枇杷島町泉40番地　サンコート西枇杷島２棟106
債務者　岡田優子こと　公　　優子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２８６号
愛知県一宮市浅井町西海戸字西屋敷345番地　ツーペアーＢ号
債務者　米村　新吾
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９４号
愛知県一宮市真清田２丁目５番16―402号　セヴェル真清田
債務者　浅井　祐香
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１２号
和歌山市直川104番地の６
債務者　筒井美智子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８６号
和歌山市森小手穂1181番地
債務者　上西　弘美（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２４３号
和歌山市納定８番地
債務者　丸山由美子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２８号
和歌山県紀の川市北勢田227番地１　ウエスト・ヴィオラ・カーサⅠ205
債務者　中山　友和
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３４６号
和歌山市直川2516―１　レオパレス六十谷101号、住民票上の住所和歌山市園部1613番地の14
債務者　安井　彰一
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３５１号
和歌山市手平１丁目２番23号
債務者　小川愛子こと　西尾　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３７１号
和歌山県海南市椋木172番地２
債務者　田中　綾美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３７７号
和歌山市井辺95番地の14
債務者　竹中　知佳（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８０号
和歌山市榎原181番地の９
債務者　小堀　后子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８７号
和歌山市延時25番地　サーパス延時304号
債務者　武田　千惠
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８８号
和歌山市松江中２丁目５番26号　リオンドロフティ201
債務者　上野　好隆
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８９号
和歌山市西庄81番地の26
債務者　清家真由美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９０号
和歌山市杭ノ瀬83番地の６
債務者　中谷　實雄
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９１号
和歌山市西庄1073番地の22　シーサイドビュー西ノ庄309号
債務者　野口　和代
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９３号
和歌山市島橋北ノ丁13番14号
債務者　中西米穀店こと　中西　右佶
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係